

「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」改定版(素案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	行	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
本編				
第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割				
3 県民に期待される役割				
1	28	9	「お互いの個性や違いを理解し、認め合い、尊重する意識を持つ」ために、「あなたはどのように思いますか」「あなたはどのようにしてほしいですか」など、「まずは相手の話を聞く」ことを子どものときから育てる事が相手を尊重することに繋がるのではないかと。このことから、「相手の立場に立って考える気持ちを育む」よりも「相手の思いを聞いて考えることに取り組む」ことが大切と思います。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 このため、子どものときから、それぞれの家庭や地域において、常に相手の立場に立って考える気持ちを育てることが必要です。 【修正後】 このため、常に相手の立場に立って考えたり、相手の思いを聞いて考えたりすることが大切で、子どものときから、それぞれの家庭や地域において、そうした気持ちを育てることが必要です。
参考資料				
具体的な取組例				
2 だれもが暮らしやすいまちづくり				
(1)利用しやすい施設等				
2	10	2	「市町における具体的な取組例」の「ユニバーサルデザイン建築設計に関する各種相談に応じる体制整備」という項目について、県として「ユニバーサルデザイン建築設計基準」を作成し、それに基づく市町での「設計に関する各種相談」であれば理解できますが、唐突すぎて違和感を感じます。福祉のまちづくり条例には、市町独自に基準を加えられる条文もなく、整備基準の範囲内でしか助言指導はできません。何を基準、根拠に相談に応じるのか疑問です。 「福祉のまちづくり条例の建築設計に関する各種相談に応じる体制整備」であれば、理解できます。	各市町において、これまでから「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に関する事務として、事前協議や指導助言等いただいているところです。その対応をいただく中で、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、「施設整備マニュアル」を活用いただきながら望ましい整備についても相談の対応をいただいているところかと考えますので、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 ユニバーサルデザイン建築設計に関する各種相談に応じる体制整備 【修正後】 「施設整備マニュアル」の望ましい整備基準等に関する各種相談に応じる体制整備
3	10	2	既存施設について、動く歩道や横方向に移動するエレベーターのようなものがあればいいと思う。	いただいた御意見は、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
(2)移動しやすいまち				
4	13	4	事業者・民間団体に期待される取組例として、「鉄道駅におけるホーム柵等の設置などによる一層のバリアフリー設備整備」とあるが、期待される対象となるのは特急の通る駅のみなのか。	特急の通る駅に限定するものではありません。